

平成30年度鳥取県育英奨学生（大学等奨学資金）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で大学（外国の学校のうち、日本の大学に相当するものを含む。）、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

※専修学校の高等課程や各種学校は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

この奨学金は、返還の必要があるものです。

10年以上の長い返還期間となりますので、進学される方や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

2 募集人員 240人

（注意）募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績を勘案し、鳥取県育英奨学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

<参考>昨年度の申請数および倍率

申請人数	倍率
412人	1.72倍

3 貸与月額

国公立の大学等	月額 45,000円
私立の大学等	月額 54,000円

4 貸与期間

大学等に入学した時から、大学等の正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還

（1）奨学資金は無利子とし、貸与の終了後20年以内に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額（返還が完了する年の返還額を除く）は、貸与総額により定められています。

（返還の例）

区分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
国公立〔4年制〕	2,160千円	13万円/年	17年
国公立〔2年制〕	1,080千円	9万円/年	12年
私立〔4年制〕	2,592千円	13万円/年	20年
私立〔2年制〕	1,296千円	10万円/年	13年

（2）奨学資金の返還を怠ったときは、6か月ごとに5%の延滞金が加算されます。

6 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。（※要項のチェックリストでもご確認ください。）

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、平成30年度に大学等へ入学する予定の者。
- (2) 高等学校等第2学年時（定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度）の学業成績の平均値が3.0以上であり、性行が正しいこと。
- (3) 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第2の所得基準以下であること。
- (4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。
- (5) 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。

※(4)、(5)の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

7 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、下記へ問い合わせること。）

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書
- (2) 平成28年所得に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分。）
- (3) 誓約書
- (4) 別表第1の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料（一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。）

※要項のチェックリストでもご確認ください。

8 申請締切

平成29年8月31日（木）

9 申請結果

平成29年11月下旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ合否結果を通知する。採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始する。（平成30年5月下旬貸与開始予定）

10 その他

- (1) 奨学生に内定した者が、平成30年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- (3) 鳥取県育英奨学資金と併用できないもの（日本学生支援機構第一種奨学金など）があるため、奨学生に内定した者には合否結果通知の際に意向確認（大学等入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

11 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

（電話）0857-29-7145

（ファクシミリ）0857-26-8176

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	(1)一人親世帯	490千円			
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)	小学校	80千円		
		中学校	160千円		
	高等学校	国公立	自宅通学	280千円	470千円
			自宅外通学	410	600
		私立	自宅通学	360	550
			自宅外通学	600	800
		国公立	自宅通学	590	1,020
			自宅外通学	1,010	1,440
		私立	高等課程	170	270
			専門課程	370	460
		専修学校	高等課程	220	620
			専門課程	720	1,120
(3)障がい者のいる世帯	障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し) 860千円				
(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：平成28年中の診療費領収書の写し)				
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額(住居費、光熱水費に限る。) ただし、710千円を限度とする。 (申請書添付資料：平成28年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)				
(6)火災・風水害・盗難等の被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)				
B 本人を 対象と する 控除	590千円				

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

別表第2

所得基準額表

		平成28年分 所得	備考
世帯 人 員	1人	6,780 千円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200千円を加算する。
	2人	7,820 千円	
	3人	8,280 千円	
	4人	8,550 千円	
	5人	8,820 千円	
	6人	9,020 千円	
	7人	9,220 千円	

- 備考1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第1の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

参 考

1 募集要項 6 申請資格 (4) の「鳥取県から他の奨学資金～」について

鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

- (例) 看護職員修学資金 (鳥取県福祉保健部)
- 医師養成確保奨学金 (鳥取県福祉保健部)
- 臨時特例医師確保対策奨学金 (鳥取県福祉保健部)
- 理学療法士等修学資金 (鳥取県福祉保健部)
- 母子父子寡婦福祉資金 (鳥取県福祉保健部)
- 保育士等修学資金 (鳥取県福祉保健部)

※併願することは可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。

2 募集要項 6 資格申請 (5) の「鳥取県以外の者から～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併用を認めるもの

- (例) (独)日本学生支援機構第二種奨学金 (利息付)
- (独)日本学生支援機構第一種奨学金
(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を下回る場合)
- (独)日本学生支援機構の給付型奨学金
- (財)あしなが育英会奨学金・(財)交通遺児育英会奨学金
(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を下回る場合)
- (株)日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫。国の教育ローン)
各金融機関の教育ローン

(2) 鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

- (例) (独)日本学生支援機構第一種奨学金 *
- (財)あしなが育英会奨学金・(財)交通遺児育英会奨学金 *
(*貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を上回る場合)
- 生活福祉資金教育支援費 (鳥取県社会福祉協議会)
- 長谷育英奨学金 (長谷育英奨学会)

※併願することは可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。

上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。
それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、認められないもの
がありますので、詳しくはお問い合わせください。

県教委事務局 育英奨学室 (0857-29-7145)

【注意】返還金を滞納すると・・・

定められた納期限までに返還がない場合、次の手続きがとられます。

ア 督促、催告

奨学生、連帯保証人に対して、文書、電話、自宅訪問などにより返還を督促します。未納の期間や金額によっては、保証人にも督促をします。

イ 延滞金の加算

納期限から滞納した期間が6か月を超えるごとに5%の延滞金が加算されます。

ウ 法的措置等

長期間返還がなかったり、未納額が高額になると、裁判所へ支払い督促を申し立てます。

返還された奨学資金は、新たに貸与する資金となり、後輩の奨学生に引き継がれていきます。

奨学生は、自らの責任に自覚を持って、必ず指定期限内に返還してください。

【参考：保証債務に関するQ&A】

Q 1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A 1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。

Q 2. 返還している中途に連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A 2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q 3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A 3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。

（例：光熱水費等の同月の請求書）

Q 4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A 4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。

また、保証人にも返還を求めることがあります（Q1参照）ので、所得や返還の資力がある方としてください。